

独立監査人の監査報告書

平成30年5月31日

放送大学学園
理事會御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

渥美龍彦



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊澤賛司



当監査法人は、放送大学学園法第10条第2項の規定に基づく監査報告を行うため、放送大学学園の平成29会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類、業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、放送大学学園の会計の基準（平成15年文部科学省令第39号第1条）に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、放送大学学園監査に関する基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額および開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、放送大学学園の会計の基準（平成15年文部科学省令第39号第1条）に準拠して、放送大学学園の平成30年3月31日をもって終了する会計年度の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

放送大学学園と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上